

四日市市告示第543号

国土調査による地図及び簿冊の作成公告

四日市市北納屋町中納屋町地域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

記

1 地図及び簿冊の名称

四日市市北納屋町中納屋町 地籍図原図

四日市市北納屋町中納屋町 地籍簿案

2 閲覧期間

令和4年10月7日から

令和4年10月27日まで 20日間

3 閲覧場所

場 所	期 日	時 間
四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所 用地課	令和4年10月7日から 令和4年10月27日まで (ただし土・日・祝日を除く)	午前9時から午後5時まで
四日市市北納屋町3番2号 北納屋町公民館	令和4年10月8日	午前9時から午後5時まで
四日市市中納屋町6番4号 中納屋町公民館	令和4年10月9日	午前9時から午後5時まで

4 閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、訂正の申し出をすることができる。

5 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。

令和4年10月7日

四日市市長 森 智 広

(都市整備部用地課)